（結果表の作成）

第十六条　農林水産大臣は、前条第二項の規定により送付された調査票の電磁的記録並びに同条第三項及び第四項の規定により送付された調査票に基づき全国結果表、都道府県結果表及び市区町村結果表を作成するとともに、都道府県結果表及び市区町村結果表を該当する地方農政局長に送付するものとする。

（関係書類等の保存）

第十八条　農林水産大臣は、第十六条の規定により作成した都道府県結果表及び市区町村結果表を収録した電磁的記録を五年間、第十五条第二項から第四項までの規定により送付された調査客体名簿を収録した電磁的記録を十年間、同条第二項から第四項までの規定により送付された調査票並びに第十六条の規定により作成した全国結果表を収録した電磁的記録を永年保存する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（関係書類の保存に関する経過措置）

第二条　この省令による改正前の漁業センサス規則（以下「旧規則」という。）第十五条第三項の規定により送付された漁業管理組織調査に係る調査票及び調査客体名簿を収録した電磁的記録並びに旧規則第十六条の規定により作成した漁業管理組織調査に係る全国結果表を収録した電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

（結果表の作成）

第十六条　農林水産大臣は、前条第二項の規定により送付された調査票の電磁的記録及び同条第三項の規定により送付された調査票に基づき全国結果表、都道府県結果表及び市区町村結果表を作成するとともに、都道府県結果表及び市区町村結果表を該当する地方農政局長に送付するものとする。

（関係書類等の保存）

第十八条　農林水産大臣は、第十六条の規定により作成した都道府県結果表及び市区町村結果表を収録した電磁的記録を五年間、第十五条第二項及び第三項の規定により送付された調査客体名簿を収録した電磁的記録を十年間、同条第二項及び第三項の規定により送付された調査票並びに第十六条の規定により作成した全国結果表を収録した電磁的記録を永年保存する。

告　示

○内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　名寄市

二　構造改革特別区域の名称　日本最北のワイナリー創生・名寄（なよろ）ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　名寄市の全域

○内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大町市及び安曇野市並びに長野県北安曇野郡池田町

二　構造改革特別区域の名称　北アルプス・安曇野ワインバレー特区

三　構造改革特別区域の範囲　大町市及び安曇野市並びに長野県北安曇野郡池田町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山口県大島郡周防大島町

二　構造改革特別区域の名称　周防大島ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　山口県大島郡周防大島町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北九州市

二　構造改革特別区域の名称　台地が醸す夢のワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　北九州市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　浦添市

二　構造改革特別区域の名称　浦添市子育て応援保育士確保特区

三　構造改革特別区域の範囲　浦添市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千五百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　坂井市

二　構造改革特別区域の名称　坂井すこやか給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　坂井市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（二〇一）、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（二〇〇一）

○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三